

商工会ニュース 8月

「ものづくりマイスター派遣」のご案内

厚生労働省では、若年技能者がものづくりに関心を持ち、積極的にものづくりに関わっていただけるような環境を整備するため、島根県職業能力開発協会に委託し「ものづくりマイスター派遣」などの若年技能者人材育成支援事業を行っています。

◇国が認定する『ものづくりマイスター(各職種の熟練技能者)』を製造業や建設業等に派遣し、若年技能者が高度な技能を習得するための実技指導を行います。

〈島根県ものづくりマイスター一覧〉

○機械加工仕上げ、建築大工、婦人子供服製造、機械加工切削工具研削、電気溶接機械保全、機械加工、建具製作、和裁、表装、内装仕上げ施工表装、造園、家具製作、鉄工、建築板金、造園石材施工、石材施工、塗装、塗装樹脂接着剤注入施工、酒造、ガラス施工カーテンホル、機械保全、サッシ施工ガラス施工、配管、金属加工加工鉄工、工場板金建設機械整備、左官、タイル張り、表装内装仕上げ施工、ガラス施、とび、工場板金、菓子製造、型枠施工建築大工、左官ブロック建築、かわらぶき外張り、電子機器組立、農業機械整備、電気機器組立て、仕上げ、機械・プラント製図、配管、冷凍空調和機器施工、自動車工、広告美術仕上げ、建築大工とび

◇指導対象

- 中小企業(製造業・建設業)
1~20日(1日3時間)
- 工業高校・職業訓練高等教育訓練施設
1~10日程度(1日3時間が基準)

◇派遣に係る費用や材料代は「無料」となっています。
詳しくはこちらから↓↓

ものづくりマイスター 島根

検索



〈松江市産業支援制度〉

「販路開拓支援事業補助金」のご案内

市内の中小企業が自社製品や自社の技術力を紹介するために島根県外(海外含む)で開催される展示会等に出展する場合に必要な費用の一部を補助します。

◇対象経費

小間料、ブース装飾費、展示物の輸送費、交通費(1人分)、アルバイトにかかる人件費、商品・技術のPR媒体作成費、展示会出展後の営業活動交通費など。ただし、物販を主たる目的とする展示会等に出展する場合には対象経費に制限があります。

◇補助率

補助対象経費の2分の1
(上限100万円、1,000円未満切り捨て)



問合せ: 商工会【長岡】

詳しくはこちらから↓↓

販路開拓支援事業補助金 松江市

検索



ビジネスマッチング商談会

～エントリー企業募集中～

- ◆日時: 11月16日(水)
【商談・展示会】10:00-16:00
【交流会】12:10-12:50
- ◆会場: くにびきメッセ大展示場 1/3
- ◆参加料: 無料(交流会のみ有料)
- ◆参加資格: 全企業(東出雲町商工会員)
- ◆申込締切: 9月12日(月)

詳しくはこちらから↓↓

ビジネスマッチング商談会 in 松江 2016

検索



主催: 中海・宍道湖・大山圏域ものづくり連携事業実行委員会

問合せ: 商工会【伊藤】

中小企業等経営強化法について

「中小企業等経営強化法」が7月から施行されました。中小企業・小規模事業者は事業分野別指針を参照しながら「経営力向上計画」を策定すると下記の認定が受けられます。

- ①生産性が年平均1%以上向上する設備であって、160万円以上の新たに取得した機械・装置(新品)について「固定資産税」を3年間半額にできます
- ②金融支援等(低利融資、債務保証等)の特例措置を受けることができます

問合せ: 商工会【伊藤】

第22回 島根県商工会女性部親睦ビーチボール大会 東出雲町商工会女性部「きらきらミラクル」が準優勝



7月17日、大田総合体育館で島根県商工会女性部親睦ビーチボール大会が開催され、東出雲町商工会女性部「きらきらミラクル」が出場しました。

この大会は県内の商工会女性部員の親睦交流や健康増進、活性化等を目的として毎年行われ、当日は9チーム50名が出場し白熱した試合が行われ、東出雲は準優勝を飾りました。来年度はボーリング大会が行われる予定ですので、女性部の皆様、たくさんのご参加をお待ちしております。

お知らせ・イベント情報等は当会のホームページをご覧ください

東出雲町商工会

検索 

中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業

出産後の復職を 応援します！

従業員が出産後職場に復帰しやすい
職場環境づくりを推進し、
出産や育児による離職を減らし継続雇用を促すため、
小規模事業者等に奨励金を支給します。



奨励金
20万円
または**10万円**

対象事業者 従業員数50人未満の小規模事業者等

支給要件 従業員が出産し、職場復帰後
3カ月以上雇用 ※平成28年1月1日以降に復職された方が対象

詳しい内容・申請方法はお近くの商工会までお問い合わせ下さい。

経営者のための退職金制度です！

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）

または会社等の役員の方が廃業や

退職後の生活資金、事業再建資金を

あらかじめ準備しておく共済制度です。

おかげさまで、今年50周年を迎えました。

50th
小規模企業共済

制度の特長

① 全国**125万人**
が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。（H27.3末現在）

② 掛金は**全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も**税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

